

令和2年度「H I V検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

我が国における新規H I V感染者及びエイズ患者の年間報告数の合計は、近年、約1,300件～1,400件前後の横ばいで推移しており、引き続き予断を許さない状況である。

また、診断時に既にエイズを発症している割合は約3割のまま推移しており、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

さらに、近年の保健所等におけるH I V抗体検査件数は、約12万件～13万件程度となっており、依然として過去最多であった平成20年の約18万件を大きく下回っている状況であり、社会のH I Vへの関心の低下が懸念されている。

こうした状況から、検査・相談体制の充実は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図っていくことが重要である。

H I V検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、H I V検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

2 期 間

令和2年6月1日(月)から同月7日(日)まで

3 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

4 主 題 (キャッチフレーズ)

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、H I V検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「H I V (エイズ) 検査」という名称を用いても構わない。

(例：「無料+匿名+H I V (エイズ) 検査=保健所」等)

5 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くH I V・エイズに対する関心の喚起を図る。

また、H I V検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

(2) 都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、H I V検査が地域住民にとって身近なものとなえられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や、迅速検査の実施はもとより、H I V検査の普及を図るため、イベント等の機会と連動した検査の実施などを行う。

また、H I V・エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報について、積極的な広報に努める。

6 留意事項

H I V検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会において、検査受診者の行動変容を促すため、適切な相談を行うよう努めること。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

なお、H I V検査、相談、イベント等については、新型コロナウイルス感染症の最新の発生状況、政府・厚生労働省等から発出する方針、通知等を踏まえ、実施の可否を判断すること。また、実施する場合には、適切な感染対策を講じること。

7 その他

本週間において実施するH I V検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象である。

また、H I V検査・相談と併せて実施するイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象である。